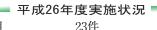
市民参画の手続きの実施状況

問い合わせ 市民参画課 ☎28-2007

「芦屋市市民参画および協働の推進に関する条例」に基づき、市民参画の手続 きの今年度の予定と昨年度の実績をお知らせします。

市民参画の手続きとは、審議会等・市民提案・ワークショップおよびパブリッ クコメントなどを行うことを言います。





●審議会等の活用

●ワークショップの開催 3件

●パブリックコメントの活用 13件(提出された意見の件数:296件)

●市長が適当と認める方法 8件

■ 平成27年度実施予定 ■

●審議会等の活用

17件

●パブリックコメントの活用 6件 ※

●市長が適当と認める方法 5件

※パブリックコメント

市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨・目的・内容等を 公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された 意見に対する市の考えおよび結果を公表する手続きをいう。



| | 名 称 | 手続き | 実施予定日 | 担当課 | | | |
|---|---------------------------------------|--|-------------------|----------------|--|--|--|
| 1 | 第4次芦屋市総合 計画後期基本計画 | 第4次総合計画後期基本計画策 定に係るパブリックコメント | 7月 | 企画部政策推進課 | | | |
| | まち・ひと・しごと 創生総合戦略 | まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定に係るパブリックコメント | 平成28年 1月 | | | | |
| 2 | 第2次芦屋市人権 教育・人権啓発に 関する総合推進指 針 | 「第3次芦屋市人権教育・人権啓 発に関する総合推進指針」素案に 対するパブリックコメント | 関する総合推進指針」素案に 11月 | | | | |
| 3 | 芦屋市廃棄物減量 等推進審議会条例 | 一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理)に関する意見募集 | 11月 | 市民生活部環境施設課 | | | |
| 4 | 屋外広告物条例 | 芦屋市屋外広告物条例(骨子)に 関する意見募集 | 7月 | 都市建設部 都市計画課 | | | |
| 5 | 芦屋市耐震改修促 進計画 | 芦屋市耐震改修促進計画の見直 しに関する市民意見募集 | 12月~ 平成28年1月 | 都市建設部 建築指導課 | | | |

公文書公開の実施状況 平 成 26年度 個人情報保護制度の運用状況

【公文書公開の実施状況】 ■公文書公開請求 48件

NO P

全部公開·22件 部分公開·24件 非公開·0件 存否応答拒否·0件 不存在·11件 却下・2件 取下げ・1件 異議申立て・3件

【個人情報保護制度の運用状況】 ■個人情報取扱事務の登録件数 316件 ■個人

全部開示·5件 部分開示·13件 不開示·0件 存否応答拒否·0件 不存在·3件 却下・0件 取下げ・0件 異議申立て・1件

※1つの公開・開示請求に対して複数の方法で公開・開示したものがあるため、合計 が請求件数と一致しません。

■個人情報訂正請求 O 件 ■個人情報利用停止請求 O 件 ■苦情処理·苦情の 相談件数 67件

問い合わせ 文書法制課 ☎38-2010

男女共同参画週間



■男女共同参画週間とは

男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、 その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女 共同参画社会基本法が平成11年6月23日に公布・施行されています。この法律の目的 および基本理念の理解を深めるため、「男女共同参画週間」が設けられ、この週間にち なみ、全国的に男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等が実施されます。

女性でも男性でも、職場や学校・地域・家庭で、それぞれの個性と能力を発揮するこ とができる「男女共同参画社会」。その実現のためには国や地方公共団体だけでなく、 皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシッ プについて、この機会に考えてみませんか?

【期間】 毎年6月23日~29日までの1週間

問い合わせ 男女共同参画推進課 ☎38-2023

第十回特別弔慰金が支給されます

問い合わせ 社会福祉課管理係 ☎38-2153

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠 性に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔 慰金(記名国債)が支給されます。

■支給対象者

平成27年4月1日(基準日)に、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺 族等援護法による遺族年金」等を受けるかた(戦没者等の妻や父母等)がいない場 合に、次の順番による先順位のご遺族お1人に支給します。

●戦没者等の死亡当時のご遺族で、

(1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給 権を取得したかた(2)戦没者等の子(3)戦没者の①父母②孫③祖父母④兄弟 姉妹※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしてい るかどうかにより、順番が入れ替わります。(4)上記(1)から(3)以外の戦没者 等の三親等内の親族(おい・めい等)※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上 の生計関係を有していたかたに限ります。

■支給内容 額面25万円(年額5万円の5年償還・記名国債)

※平成28年から平成32年までの5年間、毎年、償還日である4月15日以降に5万円 ずつ償還することができます。

■請求期間 平成30年4月2日まで

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、 ご注意ください。

※請求は、請求者がお住まいの市区町村窓口で受け付けます。

第八回および第九回特別弔慰金を芦屋市で請求されたかたについては、7月中旬

第八回および第九回特別弔慰金の請求者が死亡等で新たに他のご遺族が請求され る場合、また、他市町で請求されていたかたで、転入等により芦屋市で今回新たに請 求されるかたについては、上記までご相談ください。

平成27年度 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

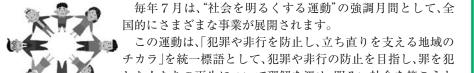
毎年、(財)日本遺族会では、戦没者遺児を対象とした慰霊追悼および同地域 の住民と友好親善を図ることを目的に、慰霊友好親善事業を実施しています。 平成27年度は、戦後70年を迎えるに当たり、旧満州・旧ソ連等の地域訪問のほ

かに、南西諸島等の洋上慰霊(洋上慰霊は神戸港より出発)を実施する予定です。 日程・参加費用等詳細は、日本遺族会事務局(☎03-3261-5521)までお問い合わ

■申し込み 兵庫県遺族会(☎078-341-2952)へ

問い合わせ 社会福祉課管理係 ☎38-2153

高齢者のつどい 演芸フェスティバル



"社会を明るくする運動" 市民の集い 🔀

した人たちの更生について理解を深め、明るい社会を築こうと するものです。

■日 時 7月8日(水)午後0時45分~3時 ■会 場 ルナ・ホール

■内 容 兵庫県警察音楽隊による吹奏楽演奏・【講演】山崎清治氏

本市も「芦屋市推進委員会」を組織し、「市民の集い」を開催します。

員 先着600人*手話通訳・要約筆記・託児(2歳以上・要予約)あり

問い合わせ 社会福祉課 ☎38-2153

高齢者グループの日ごろの活動 の成果をぜひご覧ください。 市民の皆さんのご参加をお待ち しています。

■日時 7月4日(土) 午後1時30分~4時

■会場 ルナ・ホール ■内容 コーラス・民踊・盆踊り

太鼓·二胡演奏·三味線演 奏・ふれあい合唱「この町 が好き」など



問い合わせ 高齢介護課高齢福祉係 ☎38-2044

幼保連携型認定こども園の

設置運営事業者を募集

問い合わせ 子育て推進課施設整備係 ☎38-2180

市では、平成29年4月1日開園の幼保連携型認定こども 園の設置運営事業者を募集します。

■募集数 1施設 ■募集場所 浜風町1番2号(現市立 浜風幼稚園) ■開園年月日 平成29年4月1日

■応募資格 次のいずれかの条件を満たす法人

- ●認可された幼稚園を3年以上運営している学校法人
- ●認可された保育所を3年以上運営している学校法人または社会福祉法人
- ●認定こども園を3年以上運営している(幼稚園・認可保育所の運営期間含む)学校法 人または社会福祉法人
- ■募集要項 上記で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- ■応募方法 8月10日~11日の平日·午前9時~午後5時(正午~0時45分除く)に上記 へ持参してください。

国民年金保険料の支払いが困難なときは 免除・納付猶予の申請を

国民年金保険料を納付することが、所得の減少や失業等で困難な場合、申請によって 納付が免除される「申請免除制度」と納付が猶予される「若年者納付猶予制度」がありま す。納められないからと未納のままにしておくと、将来の年金額が減り、もしものときに 年金が受けられないことがあります。

免除や納付猶予を受けた期間の保険料は、10年以内に納めること(追納)ができます。 (ただし、承認を受けた年度から起算して3年度を過ぎて追納する場合には、その当時の 保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。)

なお、免除は本人・配偶者・世帯主(納付猶予は本人・配偶者)の前年所得等により判定 されます。

申請には、年金手帳(納付書でも可)と印鑑(代理人の場合のみ)が必要です。

※全額免除や納付猶予を申請時、継続申請を希望し承認されたかたは、申請する必要は ありません。

※平成27年6月まで免除(または若年者納付猶予)が承認されているかたには、7月に日 本年金機構から国民年金保険料納付書が送付されます。同封の免除申請書を日本年金 機構へ送付してください。

【申請免除制度】

保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部を納める「一部納付(一部免 除) |があります。

<申請免除の種類と保険料>

| 種類 | 保険料 | | | | |
|----------------|---------|--|--|--|--|
| 全額免除 | 0円 | | | | |
| 4分の1納付(4分の3免除) | 3,900円 | | | | |
| 2分の1納付(2分の1免除) | 7,800円 | | | | |
| 4分の3納付(4分の1免除) | 11,690円 | | | | |

- * 全額免除以外は、保険料を納める
- ことが必要です。 * いずれも障害基礎年金・遺族基礎 年金を請求する場合に受給資格期 間に含まれます。

30歳未満のかた(学生を除く)を対象に、保険料を納めることを猶予する制度です。

問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

後納制度(国民年金保険料の納付期限の延長)

後納制度とは、平成27年9月までに限り、時効で納めることができなかった国民年金 保険料を、過去10年分まで納めることができる制度です。 後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給

できなかったかたが、年金受給資格を得られる場合があります。

後納制度を利用されるかたは、西宮年金事務所に申し込んでください。 ※市民課管理係(年金担当)で申し込みはできません。

> 問い合わせ 西宮年金事務所 ☎0798-33-2941 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050

切さて とちは 率考でわ自国注の国テはえ 政頭人たな中や選て治で一い問央新挙き するのれ

に は正し にすが、こ です。 ですが、こ をがらや

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎38-2100

た。意現び議員が昨した挙今 でんは 月、芦 投票で 議会が注いがもしたられるというやじの 行われ、議会

を庫泣騒

かれ議

れま員

平成28年度採用

市では、平成28年4月1日採用予定の次の6職種について市職員を募集します。

■試験日時 7月26日(日)

■募集期間 6月15日~26日<平日·執務時間内>

※郵便による申し込みは、6月25日(木)消印有効

※詳しくは市役所・消防本部で配布しています「採用案内」をご覧ください。 ※「採用案内」は、市ホームページからもご覧になれます。

■募集内容•受験資格

| 職 | 種 | 募集人数 | 受験資格 |
|-------|-----|----------------------------|--|
| 一般事務職 | | 20人程度 | 昭和62年4月2日以降に出生し、学校教育法による 4年制大学を卒業したかた、または平成28年3月までに卒業見込みのかた |
| 一般拍 | 支術職 | 土木2人程度 建築3人程度 電気1人程度 | 《短大等卒》昭和62年4月2日以降に出生し、学校報 |
| 学芸 | 美員 | 1人程度 | 昭和60年4月2日以降に出生し、学校教育法による 4年制大学もしくは大学院を卒業したかた、またり 平成28年3月までに卒業見込みのかたで、埋蔵文代 財発掘調査担当者のすべての要件を満たすかた |
| 消队 | 方職 | 5人程度 | 《大学卒》平成2年4月2日以降に出生し、学校教育法による4年制大学を卒業したかた、または平成2年3月までに卒業見込みのかた《短大等卒》平成4年4月2日以降に出生し、学校教育法による短期大学・高等専門学校もしくは専修校専門課程(修了年限2年以上)で当該専門課程に修了して卒業したかた、または平成28年3月までは卒業見込みのかた |

問い合わせ 人事課 四38-2019(〒659-8501 住所不要) 消防本部総務課 ☎38-2095(〒659-0064 精道町8-26)

芦屋市エコ・エネルギーシステム設置費 補助金交付制度

問い合わせ 環境課 ☎38-2051

太陽光発電システムおよび家庭用燃料電池コージェネレーションシ ステム(エネファーム)の設置補助制度です。



市では、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(СО2)の排出 型とは、地外に吸しています。 量を削減するため、さまざまな取り組みを進めています。

その一環として、自ら居住する市内の住宅に太陽光発電シス 🍑 🎾 テムまたはエネファームを設置する場合に、次のとおり補助を 行います。

■申請期間 7月1日~平成28年3月31日〈先着順〉

※ただし、予算の上限に達した場合、受け付けを終了します。

■対象者 以下のすべてに該当するかた

①市内に住所を有するかた②自ら居住する芦屋市内の住宅に対象システムを 設置した個人③市税を滞納していないかた④過去に同一対象システムに係る 補助金の交付を受けていないかた

■対象システム

《太陽光発電システム》(以下のすべてに該当するシステム)

- ●低圧配電線と逆潮流有で連結したもの
- ●未使用品(中古品は、対象外とする)
- ●電力会社と電力受給契約を締結し、電力の受給開
- 始日が平成27年1月1日以降のもの ●太陽電池モジュールの公称最大出力が10 k W未満 **オーナー**

であるもの 《エネファーム》

●国(一般社団法人燃料電池普及促進協会)の平成26年度民生用燃料電池導 入支援補助金の交付を受けて設置し、平成27年2月20日~平成28年2月 29日までに設置工事を終えたもの

■補助金額

《太陽光発電システム》太陽電池モジュールの公称最大出力1kW当たり

15,000円(上限5万円) 《エネファーム》一律5万円

※ただし、両システムとも、システムの設置に係る経費を超えない額となります。

■申請方法 所定の申請書および添付書類を上記へ持参ください。

※郵送での受け付けは行っていません。

